

改

正

後

個⑥024（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）【一面】

平成25年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)

提出用

○この明細書は、住宅の取得等をして居住の用に供していた方が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない理由に基因してその家屋を居住の用に供さなくなった後、その家屋を再び居住の用に供した場合で次に該当するときに使用します。

- 再び居住の用に供したことにより、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合
- 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合

○住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合（平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結する場合に限ります。）や「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び「相続時精算課税選択の特例」（以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。）の適用がある場合は「(付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」(以下「(付表1)」)といいます。)を併せて使用します。
また、連帯債務による住宅借入金等を有する方は、「(付表2) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(以下「(付表2)」)といいます。)を併せて使用します。

○この明細書の書き方については、控用の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）の書き方を参照してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 住所及び氏名 (共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

住 所	郵便番号	-	フリガナ	
	電話番号	()	氏 名	
フリガナ			フリガナ	
氏 名			氏 名	

(再び居住の用に供したことに係る事項)

転 居 年 月 日	平成 年 月 日	再 居 住 開 始 年 月 日	平成 年 月 日
再び居住の用に供した家屋の所在地			
居住の用に供していない期間の家屋の用途	☐ 賃貸の用 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 ☐ 空家 ☐ その他 ()		
その家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用	【再び居住の用に供した場合の再適用】 ☐ 再び居住の用に供したことにより、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の再適用を受ける		
	【再び居住の用に供した場合の適用】 ☐ 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける		

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	④ 平成 年 月 日 (平成 年 月 日)	
取得対価の額 (補助金等がある場合は(付表1)の③の金額)	⑤ 円	⑥ 円
総(床)面積 ※ 小数点以下第2位まで書きます。	⑦ m	⑧ m
うち居住用部分の(床)面積	⑨	⑩

3 増改築等をした部分に係る事項

居 住 開 始 年 月 日	⑦ 平成 年 月 日	円
増改築等の費用の額 (補助金等がある場合は(付表1)の④の金額)	⑪	
うち居住用部分の金額	⑫	

※ ⑪(補助金がある場合は(付表1)の④の金額)が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 家屋や土地等の取得対価の額

	④ 家 屋	⑤ 土 地 等	⑥ 合 計	⑦ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有となっている場合のみ書いてください。	①			
あなたの持分に係る取得対価の額等	② ⑧(⑤×⑥の①)又は(付表1)の②の⑧ 円	⑨(⑥×⑤の①)又は(付表1)の③の⑨ 円	⑩(⑧+⑨)又は ⑤(⑧×⑥の①)⑥(⑨×⑤の①)又は⑦の⑩ 円	⑪(付表1)の④(⑩×⑥の①)又は⑤の⑪ 円

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	⑫ 住宅のみ	⑬ 土地等のみ	⑭ 住宅及び土地等	⑮ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	⑯ 円	円	円	円
連帯債務に係るあなたの負担割合 (「付表2」の⑩の割合) ※連帯債務がない場合には、100%と書きます。	⑰ %	%	%	%
住宅借入金等の年末残高 (「付表2」の⑪の金額) ※連帯債務がない場合には、⑬の金額を書きます。	⑱ 円	円	円	円
⑯と⑱のいずれか少ない方の金額	⑲			
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きます。	⑳(⑱÷⑲) %	㉑(⑬÷⑲) %	%	㉒(⑮÷⑲) %
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑲×㉒)	㉓ 円	円	円	円
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㉓の⑳+㉔の㉑+㉕の㉒+㉖の㉓) ※ ㉕の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㉕」欄に転記します。			㉕	

整理欄

入力

住民

台帳番号
一連番号

改

正

前

個⑥024（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）【一面】

平成24年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)

提出用

○この明細書は、住宅の取得等をして居住の用に供していた方が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない理由に基因してその家屋を居住の用に供さなくなった後、その家屋を再び居住の用に供した場合で次に該当するときに使用します。

- 再び居住の用に供したことにより、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合
- 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合

○住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合（平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結する場合に限ります。）や「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び「相続時精算課税選択の特例」（以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。）の適用がある場合は「(付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」(以下「(付表1)」)といいます。)を併せて使用します。
また、連帯債務による住宅借入金等を有する方は、「(付表2) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(以下「(付表2)」)といいます。)を併せて使用します。

○この明細書の書き方については、控用の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）の書き方を参照してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 住所及び氏名 (共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

住 所	郵便番号	-	フリガナ	
	電話番号	()	氏 名	
フリガナ			フリガナ	
氏 名			氏 名	

(再び居住の用に供したことに係る事項)

転 居 年 月 日	平成 年 月 日	再 居 住 開 始 年 月 日	平成 年 月 日
再び居住の用に供した家屋の所在地			
居住の用に供していない期間の家屋の用途	☐ 賃貸の用 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 ☐ 空家 ☐ その他 ()		
その家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用	【再び居住の用に供した場合の再適用】 ☐ 再び居住の用に供したことにより、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の再適用を受ける		
	【再び居住の用に供した場合の適用】 ☐ 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける		

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	④ 平成 年 月 日 (平成 年 月 日)	
取得対価の額 (補助金等がある場合は(付表1)の③の金額)	⑤ 円	⑥ 円
総(床)面積 ※ 小数点以下第2位まで書きます。	⑦ m	⑧ m
うち居住用部分の(床)面積	⑨	⑩

3 増改築等をした部分に係る事項

居 住 開 始 年 月 日	⑦ 平成 年 月 日	円
増改築等の費用の額 (補助金等がある場合は(付表1)の④の金額)	⑪	
うち居住用部分の金額	⑫	

※ ⑪(補助金がある場合は(付表1)の④の金額)が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 家屋や土地等の取得対価の額

	④ 家 屋	⑤ 土 地 等	⑥ 合 計	⑦ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有となっている場合のみ書いてください。	①			
あなたの持分に係る取得対価の額等	② ⑧(⑤×⑥の①)又は(付表1)の②の⑧ 円	⑨(⑥×⑤の①)又は(付表1)の③の⑨ 円	⑩(⑧+⑨)又は ⑤(⑧×⑥の①)⑥(⑨×⑤の①)又は⑦の⑩ 円	⑪(付表1)の④(⑩×⑥の①)又は⑤の⑪ 円

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	⑫ 住宅のみ	⑬ 土地等のみ	⑭ 住宅及び土地等	⑮ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	⑯ 円	円	円	円
連帯債務に係るあなたの負担割合 (「付表2」の⑩の割合) ※連帯債務がない場合には、100%と書きます。	⑰ %	%	%	%
住宅借入金等の年末残高 (「付表2」の⑪の金額) ※連帯債務がない場合には、⑬の金額を書きます。	⑱ 円	円	円	円
⑯と⑱のいずれか少ない方の金額	⑲			
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きます。	⑳(⑱÷⑲) %	㉑(⑬÷⑲) %	%	㉒(⑮÷⑲) %
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑲×㉒)	㉓ 円	円	円	円
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㉓の⑳+㉔の㉑+㉕の㉒+㉖の㉓) ※ ㉕の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㉕」欄に転記します。			㉕	

整理欄

入力

住民

台帳番号
一連番号

事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）

改

正

後

個⑥024（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）【二面】

提出用

氏名

6 特定の増改築等に係る事項

※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。

1 年齢が50歳以上（同居親族の方の場合は65歳以上）

2 障害者（1に該当する方を除きます。）

3 要介護認定又は要支援認定を受けている（1又は2に該当する方を除きます。）

同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。

氏名（ ） 続柄（ ）

高齢者等居住改修工事等の費用の額	⑩	
交付を受ける補助金等の合計額	⑪	
（ ⑩ － ⑪ ） ※ 30万円を超える場合に限ります。	⑫	
断熱改修工事等の費用の額	⑬	
※ 30万円を超える場合に限ります。		
特定断熱改修工事等の費用の額	⑭	
※ 30万円を超える場合に限ります。		
特定の増改築等工事の費用の合計額（⑫＋⑭）	⑮	
あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額	⑯	
（⑮又は⑮×一面の⑰の⑱）		
特定増改築等住宅借入金等の年末残高	⑰	
（一面の⑨と⑯のいずれか少ない方の金額（最高200万円））		

※ ⑫の金額が30万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※ ⑬又は⑭から控除すべき補助金等の交付を受ける場合には、（付表1）の⑨又は⑫の金額をそれぞれ⑬又は⑭に書きます。

※ ⑬又は⑭の金額が30万円を超えるときに、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

7 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除額

三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。		番号	
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額（100円未満の端数切捨て）		⑱	円 00
※ 三面の⑱の金額を転記します。			

※下の適用を受ける場合には、該当する文字を で囲んでください。

適用期間の特例	重複適用	重複適用の特例	※左の重複適用（の特例）の適用を受ける場合に三面の⑱の金額を右に転記します。	⑲	円 00
---------	------	---------	--	---	---------

8 控除証明書の要否

平成26年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を で囲んでください。	要する
---	-----

二面

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改

正

前

個⑥024（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の計算明細書（再び居住の用に供した方用）【二面】

提出用

氏名

6 特定の増改築等に係る事項

※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。

1 年齢が50歳以上（同居親族の方の場合は65歳以上）

2 障害者（1に該当する方を除きます。）

3 要介護認定又は要支援認定を受けている（1又は2に該当する方を除きます。）

同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。

氏名（ ） 続柄（ ）

高齢者等居住改修工事等の費用の額	⑩	
交付を受ける補助金等の合計額	⑪	
（ ⑩ － ⑪ ） ※ 30万円を超える場合に限ります。	⑫	
断熱改修工事等の費用の額	⑬	
※ 30万円を超える場合に限ります。		
特定断熱改修工事等の費用の額	⑭	
※ 30万円を超える場合に限ります。		
特定の増改築等工事の費用の合計額（⑫＋⑭）	⑮	
あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額	⑯	
（⑮又は⑮×一面の⑰の⑱）		
特定増改築等住宅借入金等の年末残高	⑰	
（一面の⑨と⑯のいずれか少ない方の金額（最高200万円））		

※ ⑫の金額が30万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※ ⑬又は⑭から控除すべき補助金等の交付を受ける場合には、（付表1）の⑨又は⑫の金額をそれぞれ⑬又は⑭に書きます。

※ ⑬又は⑭の金額が30万円を超えるときに、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

7 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除額

三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。		番号	
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額（100円未満の端数切捨て）		⑱	円 00
※ 三面の⑱の金額を転記します。			

※下の適用を受ける場合には、該当する文字を で囲んでください。

適用期間の特例	重複適用	重複適用の特例	※左の重複適用（の特例）の適用を受ける場合に三面の⑱の金額を右に転記します。	⑲	円 00
---------	------	---------	--	---	---------

8 控除証明書の要否

平成25年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を で囲んでください。	要する
---	-----

二面

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）

改

正

後

個⑥024（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）【三面】

○平成25年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算(再び居住の用に供した方用)

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

提出用

住宅借入金等の年末残高の合計額			⑨	円
※ 一面の⑨の金額を転記します。				
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から7のいずれかを選択する場合があります。)	平成25年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=⑬	(最高20万円)円00
		平成24年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=⑬	(最高30万円)円00
		平成23年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=⑬	(最高40万円)円00
		平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨×0.01=⑬	(最高50万円)円00
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=⑬	(最高20万円)円00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨×0.005=⑬	(最高12万5千円)円00
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨×0.005=⑬	(最高15万円)円00
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨×0.005=⑬	(最高20万円)円00
		平成16年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=⑬	(最高50万円)円00
		平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	⑨×0.005=⑬	(最高25万円)円00
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨×0.006=⑬	(最高12万円)円00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨×0.006=⑬	(最高15万円)円00
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成25年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=⑬	(最高30万円)円00
		平成24年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=⑬	(最高40万円)円00
4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨×0.012=⑬	(最高60万円)円00
		平成25年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=⑬	(最高30万円)円00
5	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨×0.01=⑬	(最高40万円)円00
		高年齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	⑨の金額(最高1,000万円)………④() 二面の⑬の金額()×0.02+ (④-⑬)×0.01=⑬	(最高12万円)円00
6	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨の金額(最高1,000万円)………④() 二面の⑬の金額()×0.02+ (④-⑬)×0.01=⑬	(最高12万円)円00
		震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成25年中に居住の用に供した場合 ⑨×0.012=⑬ (最高36万円)円00 平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑨×0.012=⑬ (最高48万円)円00	

※1 ⑬の金額を二面の⑬欄に転記します。
※2 ⑬欄のかつこ内の金額は、居住の用に供した日の属する年に係る控除限度額となります。

○重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑬欄も記載します。
2以上の居住の用に供した日の属する年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額がある場合には、その居住の用に供した日の属する年ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。
その明細書の⑬欄の金額の合計額を最も新しい居住の用に供した日の属する年の明細書の⑬欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(⑬の金額)の合計額(居住の用に供した日の属する年に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)	⑬	円00
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(⑬の金額)の合計額を記載します。	⑬	円00

※ ⑬の金額を二面の⑬欄に転記します。

○三面

○三面

は、一面

及び二面

と一緒に提出してください。

改

正

前

個⑥024（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の計算明細書（再び居住の用に供した方用）【三面】

○平成24年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算(再び居住の用に供した方用)

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

提出用

住宅借入金等の年末残高の合計額			⑨	円		
※ 一面の⑨の金額を転記します。						
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)			
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から6のいずれかを選択する場合があります。)	平成23年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=⑬	(最高40万円)円00		
		平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨×0.01=⑬	(最高50万円)円00		
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=⑬	(最高20万円)円00		
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=⑬	(最高25万円)円00		
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=⑬	(最高30万円)円00		
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨×0.01=⑬	(最高40万円)円00		
		平成15年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨×0.01=⑬	(最高50万円)円00		
		平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	⑨×0.005=⑬	(最高25万円)円00		
		2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨×0.006=⑬	(最高12万円)円00
				平成19年中に居住の用に供した場合	⑨×0.006=⑬	(最高15万円)円00
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨×0.012=⑬	(最高60万円)円00		
		高年齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	⑨の金額(最高1,000万円)………④() 二面の⑬の金額()×0.02+ (④-⑬)×0.01=⑬	(最高12万円)円00		
5	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成20年4月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨の金額(最高1,000万円)………④() 二面の⑬の金額()×0.02+ (④-⑬)×0.01=⑬	(最高12万円)円00		
		震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成23年中に居住の用に供した場合 ⑨×0.012=⑬ (最高48万円)円00			

※1 ⑬の金額を二面の⑬欄に転記します。
※2 ⑬欄のかつこ内の金額は、居住の用に供した日の属する年に係る控除限度額となります。

○重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑬欄も記載します。
2以上の居住の用に供した日の属する年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額がある場合には、その居住の用に供した日の属する年ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成します。
その明細書の⑬欄の金額の合計額を最も新しい居住の用に供した日の属する年の明細書の⑬欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(⑬の金額)の合計額(居住の用に供した日の属する年に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)	⑬	円00
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(⑬の金額)の合計額を記載します。	⑬	円00

※ ⑬の金額を二面の⑬欄に転記します。

○三面

○三面

は、一面

及び二面

と一緒に提出してください。

事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）

改正後	改正前
個⑥024（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）【書き方 1 ページ目】 平成25年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）の書き方 ○（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）は、まず、1から6の該当する欄を書き、次に7により（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を計算します。 ○住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合（平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結する場合に限りま す。）や「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び「相続時精算課税選択の特例」（以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。）の適用がある場合は「（付表1）補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」（以下「（付表1）」といいます。）を併せて使用します。 また、連帯債務による住宅借入金等を有する方は、「（付表2）連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」（以下「（付表2）」といいます。）を併せて使用します。 1「（再び居住の用に供したことに係る事項）」欄 所定の欄に該当する事項を書いてください。 また、「居住の用に供していない期間の家屋の用途」欄の「その他」に該当する場合は、その内容を具体的に書いてください。 なお、「その家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用」欄は、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除に係る【再び居住の用に供した場合の再適用】又は【再び居住の用に供した場合の適用】の区分に応じ、該当する□にチェック（✓）します。 2「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄及び「3 増改築等に係る事項」欄 （付表1）の所定の事項を記載の上、その③の金額又は④の金額を㊸、㊹又は㊺に転記します。 「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある方だけが書いてください。 また、「土地等に関する事項」欄の「（平成 年 月 日）」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。 3「4 家屋や土地等の取得対価の額」欄 (1) ㊸の㊹欄又は㊹の㊺欄の記入に当たっては、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合は、それぞれ㊸又は㊹（共有持分があるときはそれぞれ㊸×㊸の①又は㊹×㊹の①）の金額を記入し、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合は、（付表1）の㊸の㊻又は㊼の㊽の金額をそれぞれ転記します。 (2) ㊸の㊺欄の記入に当たっては、次によります。 i 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合…交付を受ける補助金等がない場合は、㊹（共有持分があるときは㊹×㊹の①）の金額を記入し、交付を受ける補助金等がある場合は、（付表1）の㊹（共有持分があるときは㊹×㊹の①）の金額を記入します。 ii 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合…（付表1）の㊹の㊾の金額を転記します。 4「5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄 (1) ㊸欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（以下「証明書」といいます。）に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます（2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。）。 なお、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等（一定の要件を満たすものに限ります。）の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。 本年の住宅借入金等の年末残高×$\frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$ また、㊸の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と㊹、㊺又は㊻の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署におたずねください。 ※ 連帯債務に係る住宅借入金等がある場合には、（付表2）に該当事項を記入した上、㊹の金額を転記します。 (2) ㊹欄の割合が90%以上である場合は100.0%と書きます。 なお、㊹の㊿欄と㊿の㊿欄の割合又は㊿の㊿欄と㊿の㊿欄の割合の差が10%以内（前記に該当する方は調整前の数値と比較します。）である場合には、それぞれ㊿の面積は「㊿×㊿の㊿」又は「㊿×㊿の㊿」とし、㊿の㊿欄は、それぞれ㊿の㊿欄の割合又は㊿の㊿欄の割合を書いても差し支えありません。 (3) ㊿の㊿欄の記入に当たっては、㊿の㊿欄と㊿の㊿欄の割合又は㊿の㊿欄と㊿の㊿欄の割合が同じ場合には、それぞれ㊿の㊿欄の割合又は㊿の㊿欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、㊿の㊿欄に次のiの金額とiiの金額の合計額を書きます。 i ㊿の㊿欄の金額（ 円）×$\frac{\text{㊿の㊿欄又は㊿の㊿欄の金額（ 円）}}{\text{㊿の㊿欄の金額（ 円）}} \times \frac{\text{㊿の㊿欄又は㊿の㊿欄の割合（ \%）}}{\text{㊿の㊿欄の割合（ \%）}} = \left(\text{ 円} \right)$ ii ㊿の㊿欄の金額（ 円）×$\frac{\text{㊿の㊿欄の金額（ 円）}}{\text{㊿の㊿欄の金額（ 円）}} \times \frac{\text{㊿の㊿欄の割合（ \%）}}{\text{㊿の㊿欄の割合（ \%）}} = \left(\text{ 円} \right)$	個⑥024（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の計算明細書（再び居住の用に供した方用）【書き方 1 ページ目】 平成24年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）の書き方 ○（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）は、まず、1から6の該当する欄を書き、次に7により（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を計算します。 ○住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合（平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結する場合に限りま す。）や「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び「相続時精算課税選択の特例」（以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。）の適用がある場合は「（付表1）補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」（以下「（付表1）」といいます。）を併せて使用します。 また、連帯債務による住宅借入金等を有する方は、「（付表2）連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」（以下「（付表2）」といいます。）を併せて使用します。 1「（再び居住の用に供したことに係る事項）」欄 所定の欄に該当する事項を書いてください。 また、「居住の用に供していない期間の家屋の用途」欄の「その他」に該当する場合は、その内容を具体的に書いてください。 なお、「その家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用」欄は、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除に係る【再び居住の用に供した場合の再適用】又は【再び居住の用に供した場合の適用】の区分に応じ、該当する□にチェック（✓）します。 2「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄及び「3 増改築等に係る事項」欄 （付表1）の所定の事項を記載の上、その③の金額又は④の金額を㊸、㊹又は㊺に転記します。 「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある方だけが書いてください。 また、「土地等に関する事項」欄の「（平成 年 月 日）」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。 3「4 家屋や土地等の取得対価の額」欄 (1) ㊸の㊹欄又は㊹の㊺欄の記入に当たっては、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合は、それぞれ㊸又は㊹（共有持分があるときはそれぞれ㊸×㊸の①又は㊹×㊹の①）の金額を記入し、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合は、（付表1）の㊸の㊻又は㊼の㊽の金額をそれぞれ転記します。 (2) ㊸の㊺欄の記入に当たっては、次によります。 i 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合…交付を受ける補助金等がない場合は、㊹（共有持分があるときは㊹×㊹の①）の金額を記入し、交付を受ける補助金等がある場合は、（付表1）の㊹（共有持分があるときは㊹×㊹の①）の金額を記入します。 ii 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合…（付表1）の㊹の㊾の金額を転記します。 4「5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄 (1) ㊸欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（以下「証明書」といいます。）に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます（2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。）。 なお、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等（一定の要件を満たすものに限ります。）の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。 本年の住宅借入金等の年末残高×$\frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$ また、㊸の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と㊹、㊺又は㊻の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署におたずねください。 ※ 連帯債務に係る住宅借入金等がある場合には、（付表2）に該当事項を記入した上、㊹の金額を転記します。 (2) ㊹欄の割合が90%以上である場合は100.0%と書きます。 なお、㊹の㊿欄と㊿の㊿欄の割合又は㊹の㊿欄と㊿の㊿欄の割合の差が10%以内（前記に該当する方は調整前の数値と比較します。）である場合には、それぞれ㊿の面積は「㊿×㊿の㊿」又は「㊿×㊿の㊿」とし、㊿の㊿欄は、それぞれ㊿の㊿欄の割合又は㊿の㊿欄の割合を書いても差し支えありません。 (3) ㊿の㊿欄の記入に当たっては、㊿の㊿欄と㊿の㊿欄の割合又は㊿の㊿欄と㊿の㊿欄の割合が同じ場合には、それぞれ㊿の㊿欄の割合又は㊿の㊿欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、㊿の㊿欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。 i ㊿の㊿欄の金額（ 円）×$\frac{\text{㊿の㊿欄又は㊿の㊿欄の金額（ 円）}}{\text{㊿の㊿欄の金額（ 円）}} \times \frac{\text{㊿の㊿欄又は㊿の㊿欄の割合（ \%）}}{\text{㊿の㊿欄の割合（ \%）}} = \left(\text{ 円} \right)$ ii ㊿の㊿欄の金額（ 円）×$\frac{\text{㊿の㊿欄の金額（ 円）}}{\text{㊿の㊿欄の金額（ 円）}} \times \frac{\text{㊿の㊿欄の割合（ \%）}}{\text{㊿の㊿欄の割合（ \%）}} = \left(\text{ 円} \right)$ (4) ㊿欄は、次の i からixに掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。 i 平成23年中に居住の用に供した場合（viii、ixの場合を除きます。）…4,000万円 ii 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合（ixの場合を除きます。）…5,000万円 iii 平成20年中に居住の用に供した場合（ixの場合を除きます。）…2,000万円 iv 平成19年中に居住の用に供した場合 …2,500万円 v 平成18年中に居住の用に供した場合 …3,000万円 vi 平成17年中に居住の用に供した場合 …4,000万円 vii 平成11年1月1日から平成13年6月30日まで、又は平成15年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合 …5,000万円 viii 平成23年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき …5,000万円 ix 特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合 …1,000万円

改正後	改正前				
個⑥024（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）【書き方 2 ページ目】 (4) ⑨欄は、次のいからxviに掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。 i 平成25年中に居住の用に供した場合（x、xiv及びxviの場合を除きます。）…2,000万円 ii 平成24年中に居住の用に供した場合（xi、xii、xv及びxviの場合を除きます。）…3,000万円 iii 平成23年中に居住の用に供した場合（xiii、xv及びxviの場合を除きます。）…4,000万円 iv 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合（xiii及びxviの場合を除きます。）…5,000万円 v 平成20年中に居住の用に供した場合 …2,000万円 vi 平成19年中に居住の用に供した場合 …2,500万円 vii 平成18年中に居住の用に供した場合 …3,000万円 viii 平成17年中に居住の用に供した場合 …4,000万円 ix 平成11年1月1日から平成13年6月30日まで又は平成16年中に居住の用に供した場合 …5,000万円 x 平成25年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき …3,000万円 xi 平成24年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき…4,000万円 xii 平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定低炭素住宅に該当するとき…4,000万円 xiii 平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき…5,000万円 xiv 平成25年中に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択したとき …3,000万円 xv 平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択したとき …4,000万円 xvi 特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合 …1,000万円 5 「6 特定の増改築等に係る事項」欄 (1) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑩高齢者等居住改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」（平成23年6月29日以前の契約に係る増改築等工事証明書は「高齢者等居住改修工事等の費用の額」）の金額を書きます。 (2) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑪交付を受ける補助金等の合計額」欄には、交付を受ける補助金等の額（平成23年6月29日以前に増改築等に係る契約を締結した場合に交付等を受ける地方公共団体からの補助金等、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額を含みます。）の合計額を書きます。 (3) 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑬断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「断熱改修工事等に要した費用の額」（平成23年6月29日以前の契約に係る増改築等工事証明書は「断熱改修工事等の費用の額」）の金額を書きます。 なお、平成21年4月1日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、平成25年3月31日以前に増改築等工事証明書の交付を受けたときは、「施行令第26条の28の5第9項に規定する改修工事に要した費用の額」（平成23年6月29日以前の契約に係る増改築等工事証明書は「第26条の28の5第9項に規定する改修工事の費用の額」）の金額を書きます（※）。 (4) 「⑭特定断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「特定断熱改修工事等に要した費用の額」（平成23年6月29日以前の契約に係る増改築等工事証明書は「特定断熱改修工事等の費用の額」）の金額を書きます（※）。 （注）平成23年6月30日以後に断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む増改築等に係る契約を締結した場合で補助金等の交付を受けるときは（付表1）の⑨又は⑯の金額を記載します。 6 三面への転記 一面の⑨の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」欄に転記します。 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除又は断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した方は、一面の⑨の金額及び二面の⑯の金額を三面の「4 高齢者居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」又は「5 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」の算式の該当する欄に転記します。 7 「7（特定増改築等）住宅借入金等特別額控除額」欄 三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により（特定増改築等）住宅借入金等特別額控除額を計算し、二面の⑯欄に転記します。 また、①震災特例法の適用期間の特例を受ける場合、②重複適用（新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した日の属する年の翌年以後に増改築等をした部分に係る住宅借入金等の双方について控除を受けることや、異なる年における2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることなどをいいます。）を受ける場合、③震災特例法の重複適用の特例を受ける場合については、税務署におたずねください。	個⑥024（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の計算明細書（再び居住の用に供した方用）【書き方 2 ページ目】 5 「6 特定の増改築等に係る事項」欄 (1) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑩高齢者等居住改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」（平成23年6月29日以前の契約に係る増改築等工事証明書は「高齢者等居住改修工事等の費用の額」）の金額を書きます。 (2) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑪交付を受ける補助金等の合計額」欄には、交付を受ける補助金等の額（平成23年6月29日以前に増改築等に係る契約を締結した場合に交付等を受ける地方公共団体からの補助金等、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額を含みます。）の合計額を書きます。 (3) 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑬断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「断熱改修工事等に要した費用の額」（平成23年6月29日以前の契約に係る増改築等工事証明書は「断熱改修工事等の費用の額」）の金額を書きます。 (4) 「⑭特定断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「特定断熱改修工事等に要した費用の額」（平成23年6月29日以前の契約に係る増改築等工事証明書は「特定断熱改修工事等の費用の額」）の金額を書きます（※）。 （注）平成23年6月30日以後に断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む増改築等に係る契約を締結した場合で補助金等の交付を受けるときは（付表1）の⑨又は⑯の金額を記載します。 6 三面への転記 一面の⑨の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」欄に転記します。 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除又は断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した方は、一面の⑨の金額及び二面の⑯の金額を三面の「4 高齢者居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」又は「5 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」の算式の該当する欄に転記します。 7 「7（特定増改築等）住宅借入金等特別額控除額」欄 三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により（特定増改築等）住宅借入金等特別額控除額を計算し、二面の⑯欄に転記します。 また、①震災特例法の適用期間の特例を受ける場合、②重複適用（新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した日の属する年の翌年以後に増改築等をした部分に係る住宅借入金等の双方について控除を受けることや、異なる年における2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることなどをいいます。）を受ける場合、③震災特例法の重複適用の特例を受ける場合については、税務署におたずねください。				
○ 再び居住の用に供した方が、この控除を受ける場合には、この明細書のほか、以下の区分に応じそれぞれ次の書類を提出します。 <table><tr><td>【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合</td><td>【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合</td></tr><tr><td>① 住民票の写し ② 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書</td><td>① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類 ② 当初居住した年において居住の用に供していたことを証する書類（当初その家屋を居住の用に供した日が記載されている住民票など） ③ 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類</td></tr></table> ○ 再び居住の用に供した場合の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「再び居住の用に供した場合の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の手続をされる方へ」を参照してください。 ○ 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署におたずねください。		【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合	【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合	① 住民票の写し ② 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類 ② 当初居住した年において居住の用に供していたことを証する書類（当初その家屋を居住の用に供した日が記載されている住民票など） ③ 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類
【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合	【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合				
① 住民票の写し ② 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類 ② 当初居住した年において居住の用に供していたことを証する書類（当初その家屋を居住の用に供した日が記載されている住民票など） ③ 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類				

改正後	改正前								
個⑥024（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用） 【書き方 3 ページ目】 8 申告書への転記等 (1) 重複適用及び震災特例法の重複適用の特例を受けない方 ⑧(特定増改築等)住宅借入金等特別額控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別額控除」に転記します。 また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等を書きます。 (2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方の申告書への転記等については、税務署におたずねください。 ○ 再び居住の用に供した方が、この控除を受ける場合には、この明細書のほか、以下の区分に応じそれぞれ次の書類を提出します。 <table><tr><th>【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、 （特定増改築等）住宅借入金等特別 控除の再適用を受ける場合</th><th>【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る（特定増改築等） 住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合</th></tr><tr><td></td><td>当初その家屋を居住の用に供した日</td></tr><tr><td></td><td>平成21年1月1日から平成24年12月31日まで 平成25年1月1日以後</td></tr><tr><td>① 住民票の写し ② 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書</td><td>① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類 ② 転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由が生ずる前に供していたことを証する書類（当該事由が生ずる前にその家屋を居住の用に供した日が記載されている住民票の写しなど） ③ 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類</td></tr></table> ○ 再び居住の用に供した場合の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「再び居住の用に供した場合の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の手続をされる方へ」を参照してください。 ○ 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署におたずねください。	【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、 （特定増改築等）住宅借入金等特別 控除の再適用を受ける場合	【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る（特定増改築等） 住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合		当初その家屋を居住の用に供した日		平成21年1月1日から平成24年12月31日まで 平成25年1月1日以後	① 住民票の写し ② 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類 ② 転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由が生ずる前に供していたことを証する書類（当該事由が生ずる前にその家屋を居住の用に供した日が記載されている住民票の写しなど） ③ 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類	個⑥024（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の計算明細書（再び居住の用に供した方用） 【書き方 3 ページ目】 （新 設）
【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、 （特定増改築等）住宅借入金等特別 控除の再適用を受ける場合	【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る（特定増改築等） 住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合								
	当初その家屋を居住の用に供した日								
	平成21年1月1日から平成24年12月31日まで 平成25年1月1日以後								
① 住民票の写し ② 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類 ② 転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由が生ずる前に供していたことを証する書類（当該事由が生ずる前にその家屋を居住の用に供した日が記載されている住民票の写しなど） ③ 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類								